

旧福部村の過疎地域 への追加指定について

【福部地域振興会議】

令和4年8月 市民生活部地域振興課



「過疎」とは

昭和30年代以降、日本経済の高度成長の中で、農山漁村地域から都市地域に向けて、若者を中心に大幅な人口移動が起こりました。そのため、**特に大都市地域では人口集中による「過密」問題**が起こるようになりました。

一方、**農山漁村地域**では、人口の減少により、例えば教育、医療、防災など、その地域における**基礎的な生活条件の確保**にも支障をきたすようになるとともに、**産業の担い手不足**などにより地域の生産機能が低下してまいりました。

このように地域の人口が減ってしまうことで、その地域で暮らす人の生活水準や生産機能の維持が困難になってしまふ状態を**「過疎」**といい、そのような状態になった地域が**「過疎地域」**です。

人口減少と高齢化

- 若者が流出することによる社会減（転出者が転入者より多い。）
- 自然減（死亡者が出生者より多い。）
- さらなる高齢化

農村漁村の荒廃

- 人口減少や高齢化、産業経済の衰退による地域社会の活力の低下
- 医師不足
- 耕作放棄地の増加
- 森林の荒廃の進行

過疎地域 の 現状

地域産業経済の停滞

- 基幹産業であった農林水産業が著しく衰退
- 過疎地域への製造業など新たな事業所の立地はほぼ望めない状況

社会资本整備に残る格差

- 公共施設、道路等の整備の遅れ
- 下水道、情報通信施設等のインフラ整備の遅れ
- 医療・保健や住民の生活交通等、住民生活の基本的部分での都市地域との格差

過疎地域が果たしている役割①

1. 美しい国土を形成し、未来の世代に引き継いでいくことに寄与します

過疎地域における豊かな自然環境を保持するとともに、文化的に多様で、それぞれに個性的な地域社会が活力を持って維持され発展することが、美しい国土と環境を形成し、未来の世代に引き継いでいくことに不可欠なことです。

2. 国土の保全、地球温暖化の防止などにより国民生活に重要な役割を担います

過疎地域の森林や農地、農山漁村は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、国民の保健、地球温暖化の防止などの多面的機能を発揮しています。これらの多面的機能を向上させ、人間が自然と共生して持続可能な国土の利用を図っていくことは、国民生活のために過疎地域の重要な役割となっています。

過疎地域が果たしている役割②

3. 国民全体の新たな生活空間として地域自立を目指します

過疎地域が都市地域と相互に補完し合い、交流を進め、UJIターンなどにより多くの国民が過疎地域において多様な生活を営むことのできる場として整備していくことを通じて、自立的な地域社会を構築していくことが必要です。

4. 高齢社会の先進モデル地域として貢献します

過疎地域は、人口の高齢化が全国に約20年先行していると言われています。このため、高齢者が健康で生きがいをもって生活をすることのできる地域づくりの先進事例となる取り組みが期待されています。

過疎市町村は、地域におけるナショナルミニマムの確保を図り、このような過疎地域の重要な役割を果たしつつ、地域の自立促進に向けた挑戦を続けていきます。

「過疎対策」とは

過疎地域における住民福祉の向上や働く場の創出を図り、更には豊かな自然環境や伝統文化などの地域資源を生かした個性のある魅力的な地域づくりを進め、森林や農地、農山漁村を適正に管理して美しい国土を保全し、過疎地域が国土の保全・水源のかん養・地球温暖化の防止などの多面的機能を発揮して、国民生活に重要な役割が果たせるようにするためのものです。



過疎対策に関する法律

<過疎法一覧>

時期	法律名
昭和45年度～昭和54年度	過疎地域対策緊急措置法
昭和55年度～平成元年度	過疎地域振興特別措置法
平成2年度～平成11年度	過疎地域活性化特別措置法
平成12年度～令和2年度	過疎地域自立促進特別措置法
令和3年度～	過疎地域の持続的発展の支援に関する 特別措置法 (令和13年3月31日限りの時限立法として制定)

※平成22年、平成24年、平成26年及び平成29年にそれぞれ「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律」として制定



過疎法に基づくもの①

(1) 国庫補助率のかさ上げ(過疎法12条、13条)

- ・公立小・中学校の統合に伴う校舎・屋内体育場の新增築(1/2→5.5/10)
 - ・保育所の新設・改造等(1/2→公立5.5/10、民間2/3)
 - ・消防施設(常備消防分)の整備(1/3→5.5/10)
- (上記過疎法に基づくもののほか、予算措置によるもの)
- ・公立小・中学校等の施設の整備(危険建物改築・不適格建物改築)(1/3→5.5/10)
 - ・公立へき地小・中学校の統合に伴う寄宿舎の新增築(1/2→5.5/10)
 - ・消防施設(消防団分)の整備(1/2→5.5/10)

(2) 過疎対策事業債の発行(過疎法14条)

- ・過疎市町村が作成した自立促進計画に基づいて実施される各種の事業の財源として過疎対策事業債を発行することができます。
- ・過疎対策事業債のうち総務大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費の70%相当額が地方交付税の基準財政需要額に算入されます。



過疎法に基づくもの②

(3) 過疎地域の持続的発展の支援のためのその他の特別措置(過疎法16条～19条)

- ・基幹道路(都道府県代行制度)(基幹的な市町村道、農道、林道、漁港関連道)(過疎法16条)
- ・公共下水道(都道府県代行制度)(幹線幹渠、終末処理場、ポンプ場)(過疎法17条)
- ・高齢者の福祉の増進(過疎法18条)
- ・医療の確保(過疎法19条)

(4) 金融措置(過疎法21条、22条)

株式会社日本政策金融公庫等からの資金の貸付け(過疎法21条)
沖縄振興開発金融公庫からの資金の貸付け(過疎法22条)

(5) 税制措置(過疎法23条、24条)



過疎法に基づくもの③

(6) 過疎地域の持続的発展の支援のための配慮

- ・移住及び定住の促進、人材の育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力の確保(過疎法25条)
- ・農林水産業その他の産業の振興(過疎法26条)
- ・中小企業者に対する情報の提供等(過疎法27条)
- ・観光の振興及び交流の促進(過疎法28条)
- ・就業の促進(過疎法29条)
- ・情報の流通の円滑化等(過疎法30条)
- ・地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保(過疎法31条)
- ・生活環境の整備(過疎法32条)
- ・保育サービス等を受けるための住民負担の軽減(過疎法33条)
- ・教育の充実(過疎法34条)
- ・地域文化の振興等(過疎法35条)
- ・再生可能エネルギーの利用の推進(過疎法36条)
- ・自然環境の保全及び再生(過疎法37条) 等



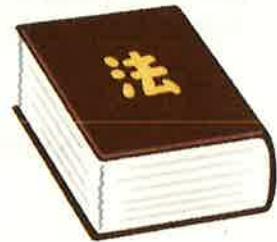
他の法令等に基づくもの

●電波利用料金 電波法別表第六 (過疎法附則第9条)

●特別土地保有税の非課税措置 地方税法第586条
(過疎法附則第11条)

●事業用資産の買換えの場合の課税の特例 租税特別措置法
(過疎法附則第13条)

●公営住宅又は共同施設の処分 (過疎法附則第12条)



「過疎地域」の種類

過疎地城市町村

通称…

全部過疎

過疎法第2条及び第41条の適用される要件に該当する市町村

過疎地域とみなされる区域のある市町村

一部過疎

過疎地城市町村を含む合併による新市町村は、過疎地城市町村の要件・過疎地域とみなされる市町村の要件ともに該当しない場合でも、その新市町村のうち合併前に過疎地域であった旧市町村の区域は過疎地域とみなされます。(過疎法第3条)

過疎地域とみなされる市町村

みなし過疎

過疎地城市町村を含む合併による新市町村は、過疎地城市町村の要件に該当しなくても、一定の要件に該当する場合には過疎地域とみなされます。(過疎法第42条)

過疎地域の要件

令和2年国勢調査結果を反映した過疎地域の要件

人口要件(長期①、長期②、中期のいずれか)、かつ、財政力要件を満たすこと

種類	指標	基準値	追加公示 (R2国勢調査)	【参考】R3.4公示 (H27国勢調査)
人口要件(長期①) ・25年間の人口増加率10%以上の団体を除く 財政力指数が全町村平均以下の場合	人口減少率 (長期:40年間)	人口減少団体平均 人口減少団体平均から5ポイント控除した率	30%以上減少 (S55→R2) (財政力指数が0.40以下の場合) 25%以上減少 (S55→R2)	28%以上減少 (S50→H27) (財政力指数が0.40以下の場合) 23%以上減少 (S50→H27)
人口要件(長期②) ・高齢者比率又は若年者比率を満たす場合、人口減少率の基準値を緩和 ・25年間の人口増加率10%以上の団体を除く	高齢者比率 (65歳以上) 若年者比率 (15歳以上 30歳未満)	人口減少団体平均	38%以上	35%以上
	人口減少率 (長期:40年間)	人口減少団体平均から5ポイント控除した率	11%以下	11%以下
人口要件(中期)	人口減少率 (中期:25年間)	人口減少団体平均	25%以上減少 (H7→R2)	23%以上減少 (S50→H27)
財政力要件 ・公営競技収益40億円超の団体を除く	財政力指数 (直近3カ年平均)	全市町村平均	0.51以下 (H30→R2)	0.51以下 (H29→R元)

<本市既存過疎地域>
旧河原町・旧用瀬町
旧佐治村・旧青谷町

令和4年度から新たに
旧福部村が追加

「一部過疎」の要件のうち、
①人口要件(中期)が追加公示
(R2国勢調査)によって該当
※旧福部村：人口減少率
(H7→R2)が23%
②財政力要件が該当
※鳥取市の財政力指数(H3.0～
R2.3)が年平均:0.52

※ 現行の過疎法制定前(平成11年4月以降)の市町村合併前の旧市町村の区域単位で上記の人口要件のいずれかを満たし、かつ、現在の市町村が財政力要件(財政力指数が全市平均(0.64)以下)を満たす場合には、その旧市町村の区域が過疎地域となる(一部過疎)。

※ 旧過疎法で全部過疎又はみなし過疎であった市町村について、一部過疎区域の人口が1/3以上又は面積が1/2以上を占める等の要件を満たし、かつ財政力指数が0.51以下の場合には、市町村全体が過疎地域とみなされた(みなし過疎)。なお、令和2年国勢調査結果を踏まえた追加公示においては、みなし過疎の追加は行わない。

※総務省地域力創造グループ過疎対策室
作成資料抜粋

令和3年9月

鳥取市過疎地域持続的発展計画を策定

計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年間

令和4年9月

新たに過疎地域に指定された福部地域を追加

新規に掲載された事業

- ・海士海岸線 区画整備
- ・湯山和田線(無名橋0044号) 橋梁補修
- ・八重原2号線(無名橋0021号) 橋梁補修
- ・山湯山線(無名橋0033B) 橋梁補修
- ・福部砂丘温泉ふれあい会館設備修繕事業
- ・福部未来学園グラウンド等整備事業

今後どのように過疎地域を持続発展させていくか

過疎地域は、本市においても特に、豊かな自然環境や多様な農産物、魅力ある観光資源、独自の歴史・伝統文化といった特色ある地域資源を有しています。

私たちは、それらの持つ公益的役割や価値を再確認することにより、過疎地域の資源を市民全体の財産として、次世代に引き継いでいくことが必要です。

こうした認識のもと、地域の直面する課題解決に向けて、あらゆる施策の実施に取り組むとともに、関係人口増加による地域活力の向上を図るといった、創意工夫のある施策を展開して、**地域の皆さんと一緒に**なって過疎地域の持続的発展につなげていきます。

